

20歳未満者に
酒・タバコを売る行為は犯罪です!!



未成年者飲酒禁止法
50万円以下の罰則金

未成年者喫煙禁止法
50万円以下の罰則金

販売する場合、確実に身分証明書の確認を!!

沖縄署・沖縄地区少年補導員協議会